

議案件名（令和6年第2回定例会）

専決処分	2件（補正予算1件、条例の一部改正1件）
予算案	1件（補正予算1件）
条例案	3件（一部改正3件）
一般議案	4件（工事請負契約2件、議決事件の一部変更1件、 千葉市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定1件）

計 10件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第1号））（令和6年4月10日）
- 2 専決処分について（千葉市市税条例の一部改正）（令和6年3月31日）
（財政局 税務部 税制課）

地方税法の一部改正に伴い、用途変更のあった宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例に関する経過措置を延長したもの

- (1) 用途変更のあった宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例に関する経過措置を、引き続き令和8年度まで延長する。
※経過措置の内容
納税者負担の均衡を図るため、用途変更のあった宅地等が当初から変更後の用途であったものとみなして、課税標準額を算出するもの
- (2) 施行期日 R6.4.1
- (3) 法改正 R6.3.30公布、R6.4.1施行

（ 予 算 案 ）

- 1 令和6年度千葉市一般会計補正予算（第2号）

(条 例 案)

1 千葉市市税条例の一部改正について

(財 政 局 税 務 部 税 制 課)

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定める。

(1) わがまち特例(※1)による固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定める。

対象(R6. 4. 1～R8. 3. 31の間に整備されたもの)	特例割合
一体型滞在快適性等向上事業(※2)の実施主体が当該事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する土地等(※3)	最初の5年度分につき1/3 (従前は法で1/2)

※1 わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を法が定める範囲内で条例で決定できるようにする仕組み

※2 一体型滞在快適性等向上事業

居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指す区域において、公共施設の整備等と一体的に土地所有者等が交流・滞在空間を創出する事業

※3 滞在快適性等向上施設等の用に供する土地等

- ・ オープンスペース化した民間事業者等の土地(広場、通路等)及びその上に設置された償却資産(ベンチ、芝生等)
- ・ 低層部の階を改修し、オープン化した家屋(カフェ、休憩所等)の不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分

(2) わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を改める。

対象(R6. 4. 1～R8. 3. 31の間に取得されたもの)	特例割合
バイオマス発電設備(木竹に由来するバイオマス又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備で出力1万キロワット以上2万キロワット未満のもの)	最初の3年度分につき11/14 (従前は条例で1/2)

(3) 施行期日 公布の日

(4) 法改正 R6. 4. 1施行

2 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について

(保 健 福 祉 局 高 齢 障 害 部 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 課)

当分の間、療育センターの位置を変更するとともに、同センターの身体障害者福祉センターふれあいの家の体育室を休止する。

(1) 療育センターの大規模改修に伴い、当分の間、その位置を変更するとともに、同センターのふれあいの家の体育室を休止する。

(変更前)美浜区高浜4丁目8番3号

(変更後)中央区末広3丁目22番21号

※いずみの家については、美浜区高浜3丁目3番1号(療育センター分館)

(2) 移転及び休止期間(予定) R6. 10. 1～R8. 4. 30

(3) 施行期日 R6. 10. 1

3 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
(都市局 建築部 建築指導課)

新たに地区計画が定められた鎌取インターチェンジ周辺地区の地区整備計画区域を条例の適用範囲に加えるとともに、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う。

(1) 鎌取インターチェンジ周辺地区地区整備計画の追加

ア 適用区域 中央区生実町及び赤井町の各一部(約17.2ha)

イ 主な制限内容

用途の制限(建築できる主なもの)	事務所、工場、倉庫
高さの最高限度	31m

(2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行により建築基準法の適用が除外されることとなった畜舎等について、引き続き条例による制限を行うこととする。

(3) 施行期日 公布の日

(4) 法等改正 R4.4.1施行

(一 般 議 案)

1 工事請負契約について (教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

工 事 名	幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築工事
施 工 場 所	美浜区若葉3丁目1番地26
工 事 概 要	鉄骨造3階建
契 約 方 法	一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	2,935,900,000円
工 期	契約締結日の翌日から600日間
請 負 者	新日本・秀建建設共同企業体

(1) 幕張新都心若葉住宅地区の住宅開発に伴う打瀬小学校の過大規模校化の解消を図り、良好な教育環境を確保するため、新設校を建設する。

(2) 規模

- ア 敷地面積 18,313㎡
- イ 建築面積 4,079㎡
- ウ 延床面積 8,391㎡

(3) 施設内容

普通教室、特別教室、管理諸室、給食室、屋内運動場、エレベーター 等

(4) 年度計画

- R3年度 基本計画
- R4～5年度 基本設計・実施設計
- R6～7年度 建築工事等
- R8.4 供用開始

2 工事請負契約について (教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

工 事 名	幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築電気設備工事
施 工 場 所	美浜区若葉3丁目1番地26
工 事 概 要	(1)受変電設備一式 (2)電灯設備一式 (3)動力設備一式 (4)弱電設備一式 (5)自動火災報知設備一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	382,800,000円
工 期	契約締結日の翌日から600日間
請 負 者	高率・東陽建設共同企業体

3 議決事件の一部変更について(千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約)
(財政局 資産経営部 新庁舎整備課)

契約金額	変更前	26,958,201,500円
	変更後	27,357,254,000円
工期	変更前	契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
	変更後	契約締結日の翌日から令和7年4月30日まで

(1) 議決年月日 H31.3.6

R2.3.16(契約金額の変更)

R4.12.16(契約金額の変更)

R5.12.18(契約金額の変更)

(2) 変更の理由

ア 旧庁舎解体工事において、処理すべきアスベスト含有建材が増加したことに伴い、処理費用を追加するほか、脱炭素化に向けた取組として市民駐車場に電動車用充電設備を整備するため、契約金額を変更する。

イ アスベスト含有建材が増加したことに伴い、解体工事に遅れが生じ、全体工程の延伸が必要となったことから、工期を変更する。

4 千葉市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

(市民局 市民自治推進部 区政推進課)

指定する郵便局の名称	千葉新宿郵便局、野呂郵便局及び千葉高浜郵便局
取 扱 事 務	(1)個人番号カードの交付の申請の受付等 (2)個人番号カードの交付に当たり映像と音声の送受信により 本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等
取 扱 期 間	令和6年9月24日から令和7年3月31日まで ※千葉市及び日本郵便株式会社が事務の取扱いの廃止の意思表示をしないときは1年間延長。以後も同様。

(1) 市民サービスの向上及び区役所の負担軽減のため、個人番号カードの交付申請の受付等に係る事務を取り扱うことができる郵便局を指定する。